参考６－１

令和５年度当初予算について

林野庁　木材産業課、木材利用課

令和5年度

木材産業課関係予算

概算決定の概要

令　和　４　年　１　２　月

林野庁

目　次

頁

１　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 …… １

うち　林業・木材産業循環成長対策 …… ２

うち　建築用木材供給・利用強化対策 …… ３

２　安全な木材製品等流通影響調査・検証事業 …… ４

３　放射性物質被害林産物処理支援事業 …… ５

４　放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業 …… ６

５　林業・木材産業における「人への投資」総合対策 …… ８

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和５年度予算概算決定額　9,756,296（11,562,839）千円】
(令和４年度補正予算額　49,890,749千円の内数)

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、**木材加工流通施設の整備**、**路網の整備**、**高性能林業機械の導入**、**間伐や再造林**、**都市部における木材利用の強化**、**輸出を含む新たな需要の創出**、**「新しい林業」経営モデルの構築**、**国民運動の展開**等、**川上から川下までの取組を総合的に支援**します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和３年］→42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の全体像＞

林業・木材産業循環成長対策

〔 川上から川下まで連携した取組を総合的に支援 〕

林業・木材産業生産基盤強化対策

- 木材加工流通施設の整備
- 高性能林業機械の導入
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- 木造公共建築物の整備
- 路網の整備・機能強化
- 搬出間伐
- 特用林産振興施設の整備
- 林業の多様な担い手の育成　等

再造林低コスト化促進対策

- 低コスト再造林対策
- エリートツリー等の採種園の整備
- コンテナ苗生産基盤施設の整備　等

木材の安定供給・利用拡大

建築用木材供給・利用強化対策

- 都市部における木材利用の強化
- 建築用木材の持続的・安定的な供給体制の強化
- 製材やCLT等の建築物への利用環境整備

木材需要の創出・輸出力強化対策

- 非住宅等での木の効果の見える化
- 地域の輸出体制づくり、海外における木造技術講習会の開催
- 国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供
- 特用林産物の需要拡大・生産性向上　等

「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

〔 経営力の向上 〕

- 伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」経営モデルの構築　等

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

〔 国民参加の森林づくりや木材利用の促進 〕

- 国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進
- 建築物等での木材利用拡大の機運醸成
- 森林クレジット創出拡大に係る取組　等

林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業・木材産業循環成長対策（新規）

【令和５年度予算概算決定額　7,225,179（－）千円】
(令和４年度補正予算額　49,890,749 千円の内数)

＜対策のポイント＞

木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等**や、**再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、**森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和３年］→42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤を強化するため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化を支援**するとともに、造林に係る新規参入者など**多様な担い手の育成**に対する支援を行います。さらに、**木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等**の整備への支援等、需要拡大の取組を推進します。

2．再造林低コスト化促進対策

林業の持続性を高める観点から、**一貫作業や低密度植栽等の低コスト造林**や**川上から川下まで一体となった再造林を推進**します。さらに、成長に優れた**エリートツリー等の原種増産技術の開発及び種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産に向けた施設整備等を推進**します。

＜事業の流れ＞

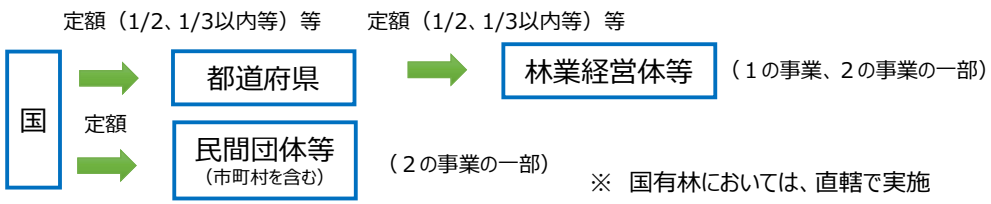

※　国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

事業構想（都道府県が作成する５年間の取組方針）の下、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制を構築するとともに、川上から川下まで一体となった再造林の推進によりグリーン成長を実現

林業・木材産業生産基盤強化対策
間伐材生産（搬出間伐の推進）、**路網の整備・機能強化**、**高性能林業機械の導入**、**林業の多様な担い手の育成**（造林に係る新規参入や人材の確保・育成等への支援）、**森林整備地域活動支援対策**（施業の集約化に向けた境界の明確化）、**山村地域の防災・減災対策**、**森林資源保全対策**（鳥獣害、病害虫対策等）

再造林低コスト化促進対策
低コスト再造林対策（一貫作業等による低コスト造林の取組に対して支援）、
コンテナ苗生産基盤施設等の整備、**優良種苗生産推進対策**（指定採取源の拡大やエリートツリー等の原種増産技術の開発、採種園の整備等の取組を支援）

事業構想（都道府県が作成する５年間の取組方針）

川　上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

安定的かつ持続可能な供給体制構築のための相互連携
川上から川下まで一体となった**再造林**

川　中：製材事業者、合板事業者等

川　下：木材需要者

林業・木材産業生産基盤強化対策
木材加工流通施設等の整備
木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した安定的・効率的な木材製品の供給を行うため、大規模工場への支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送用トラックの導入等を支援

林業・木材産業生産基盤強化対策
木質バイオマス利用促進施設の整備(地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援)、**特用林産振興施設等の整備**(地域経済で重要な役割を果たすきのこなど特用林産物の生産施設等の整備を支援)、**木造公共建築物等の整備**(製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援(建築物木材利用促進協定締結者を優先的に支援))

［お問い合わせ先］林野庁計画課（03-6744-2082）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

建築用木材供給・利用強化対策

【令和５年度予算概算決定額　1,197,980（1,256,578）千円】
(令和４年度補正予算額　49,890,749千円の内数)

＜対策のポイント＞

森林・林業基本計画で実現を目指すグリーン成長に向け、建築用木材の供給・利用の強化等のため、建築物への利用実証・普及等の**都市の木造化等促進**への支援を**森林経営の持続性を担保しつつ**行うとともに、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた**建築物への利用環境整備**への支援を実施します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和３年］→42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業　　419,513（376,382）千円

都市部における**建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等を含む）の利用実証**において、都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者等を優先的に支援します。また、**大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及**を支援するとともに、**２×４工法や木質パネル工法などに係る検証や建築関係法令改正への対応**も含め、**強度等に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及**等を支援します。

さらに、**森林経営の持続性を担保しつつ**行う、川上から川下までが連携した、**顔の見える木材安定供給体制の構築**や、木材産業における**作業安全推進**や**外国人材の受入れに向けた条件整備**の取組、木材加工設備等導入の利子助成・リースを支援します。

2．CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業　　778,467（774,589）千円

寸法の標準化等を通じてCLTを低コストで安定的に供給するための実証も含め、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、中高層・非住宅建築物への**CLTや製材等の利用に向けて、標準的な木造化モデルの作成等を通じた設計の合理化や容易化、製材やCLT等の品質確保**等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。

さらに、**BIM※を活用した設計・施工手法等の標準化に向けた検討、ESG投資等において建築物への木材利用が有効に評価されるための手法・指標や仕組みのあり方の検討**等を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ３次元の建築物のモデルを構築するシステム

＜事業の流れ＞

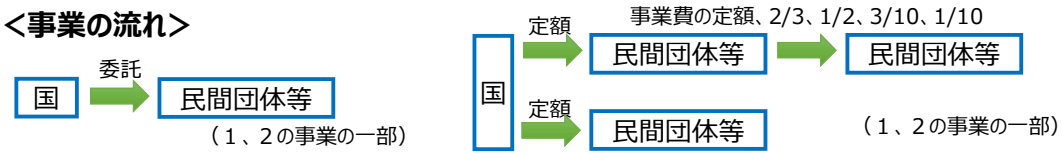

＜事業イメージ＞

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策

都市部における建築用木材の利用実証

強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発

顔の見える木材安定供給体制構築

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備

写真提供：前田建設・住友林業共同企業体

CLTを活用した先駆的な建築物の実証

CLT等の利用に向けた技術開発

品質確保に向けた性能検証

［お問い合わせ先］林野庁木材産業課（03-3502-8062）

安全な木材製品等流通影響調査・検証事業

【令和５年度予算概算決定額　90,832（90,832）千円】

＜対策のポイント＞

消費者に安全な木材製品等を供給するため、**木材製品や作業環境などに係る放射性物質の調査・分析を行うとともに、木材製品等に係る安全証明体制の構築**を図ります。

＜政策目標＞

汚染実態等を継続的に把握し、復興に向けた森林・林業施策を的確に推進

＜事業の内容＞

1．木材産業に係る放射性物質継続調査

○　製材工場等での原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程を対象とした、**原木、木材製品、作業環境などの放射性物質の調査・分析を継続的に支援**します。

2．安全証明体制の構築に向けた支援

○　多様な木材製品等の安全と安心を確保するため、**木材製品等に係る安全証明体制の構築を支援**します。

①　**木材製品等の流通調査・分析を支援**します。

②　木材製品等の安全を確保するため、**放射性物質測定装置の設置等による効果的な検査体制の構築を支援**します。

③　**風評被害の防止に向けた活動を支援**します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体

＜事業イメージ＞

安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築を支援。

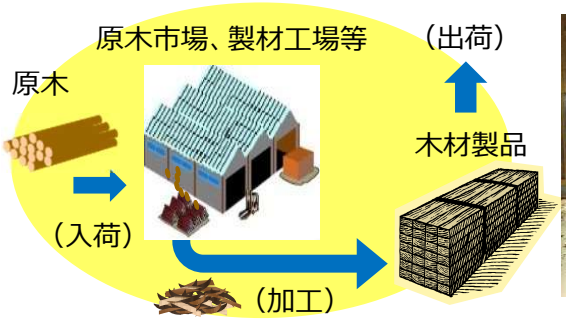

木材・木材製品の検査体制等の整備

放射性物質測定装置の設置

安全証明体制に向けた有識者検討会

風評被害防止対策の実施

［お問い合わせ先］林野庁木材産業課（03-6744-2290）

放射性物質被害林産物処理支援事業

【令和５年度予算概算決定額　312,200（317,072）千円】

＜対策のポイント＞
事業活動を安定化させ、林産物の流通を推進するための**放射性物質被害を受けた林産物の焼却、運搬、仮置き等の費用を支援**します。

＜政策目標＞
森林･林業の再生を通じた被災地の復興

＜事業の内容＞

1．樹皮(バーク)等の処理に向けた支援

○　地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮(バーク)、ほだ木等の**放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管費等の費用を立替支援**します。

＜事業の流れ＞

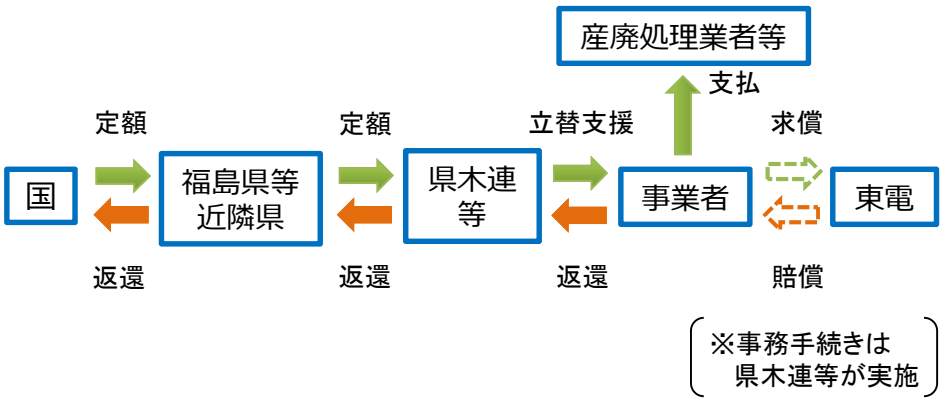

＜事業イメージ＞

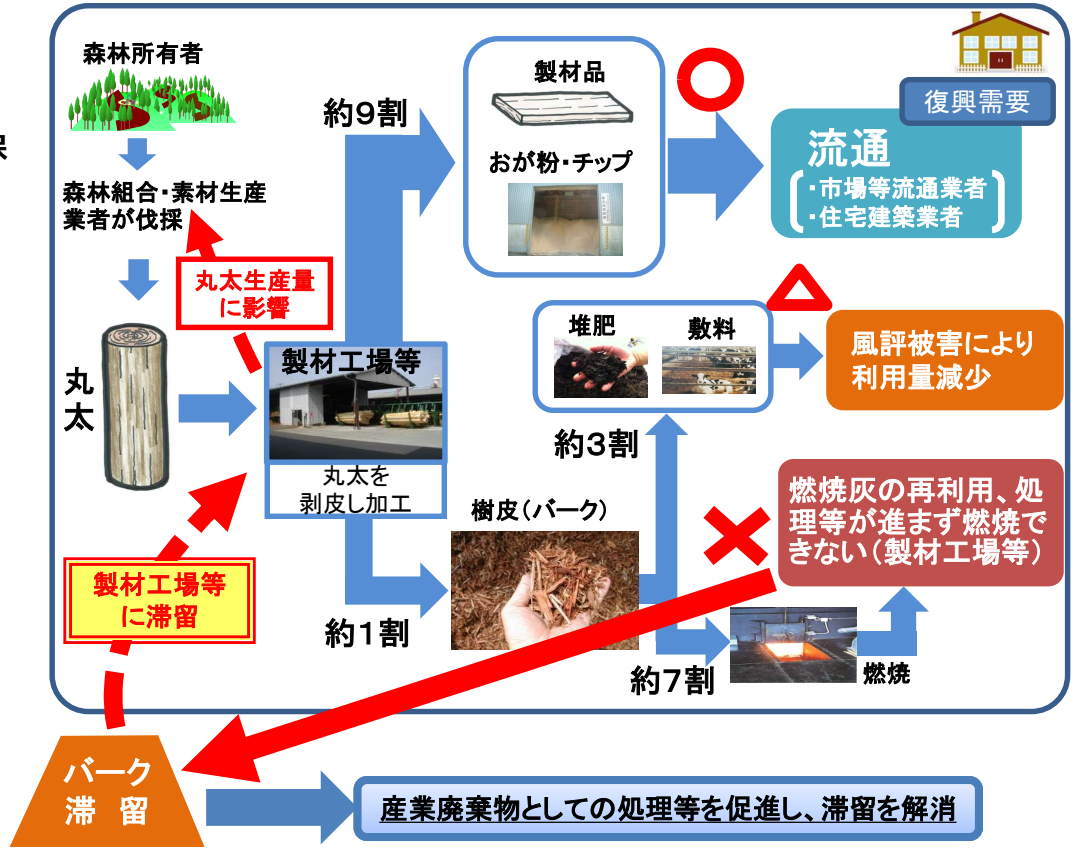

［お問い合わせ先］林野庁木材産業課（03-6744-2290）

放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業（拡充）

【令和５年度予算概算決定額　3,734,485（3,618,125）千円】

＜対策のポイント＞

被災地の森林・林業の再生を図るため、**森林内における放射性物質の実態の把握、ほだ木等原木林再生の実証等、森林整備の実施に際して必要な放射線量の概況調査や森林所有者の同意取付、放射性物質の移動抑制対策等を実施**します。

＜事業目標＞

森林・林業の再生を通じた被災地の復興

＜事業の内容＞

1．森林内における放射性物質の実態把握　　171,096（171,096）千円

○　森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、**樹冠部から土壌中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施**します。

2．森林・林業再生に向けた実証等　　1,551,006（1,208,007）千円

①　**避難指示解除区域等における実証**

避難指示解除区域等において、地域住民の帰還と**林業の再生を円滑に進められるよう、森林施業の影響の検証や実証事業を実施**します。

②　**ほだ木等原木林再生のための実証**

放射性物質の影響を受けている**里山・広葉樹林の計画的な再生に向けた実証的な取組を実施**します。

③　**副産物の利用円滑化のための実証**

樹皮（バーク）等の有効利用を促進するため、**新たな利用方法への拡大に向けた実証的な取組等を実施**します。

④　**情報の収集・整理と情報発信等**

森林・林業の再生に向けた**情報の収集・整理と情報発信等を実施**します。

＜事業イメージ＞

1．森林内における放射性物質の実態把握

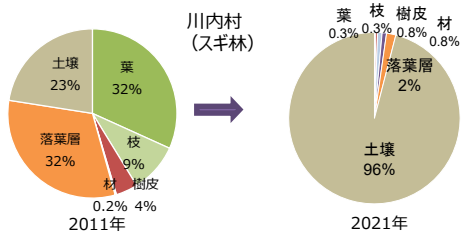

樹木に沈着した放射性セシウムは雨による溶脱や落葉などで地表へ移動し、森林内の分布は10年間で大きく変化。

土壌等の濃度測定

2．森林・林業再生に向けた実証等

①避難指示解除区域等における実証

間伐等の影響検討

リターの蓄積量把握

②ほだ木等原木林再生のための実証

伐採及びぼう芽更新木等の濃度測定による再生実証

③副産物の利用円滑化のための実証

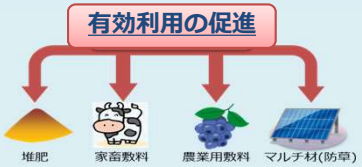

④情報の収集・整理と情報発信等

シンポジウム

企画展示

＜事業の内容＞

3．放射性物質対処型林業再生対策　　2,012,383（ 2,239,022 ）千円

①　森林整備の実施に必要な放射性物質対策

事業地を選定するための汚染状況重点調査地域等の**森林の放射線量等の概況調査**、作業計画の検討を行うための**事業対象森林の調査、森林所有者等への説明・同意取り付け等を実施**します。

また、**放射性物質の移動抑制のための筋工の施工等、地域において森林整備を実施する際に必要な放射性物質対処方策を実施**します。

②　里山再生事業

住居周辺の里山において、住民の安全・安心の確保に資するため、**環境省・復興庁による除染・線量測定の取組と連携して森林整備を実施**します。

＜事業の流れ＞

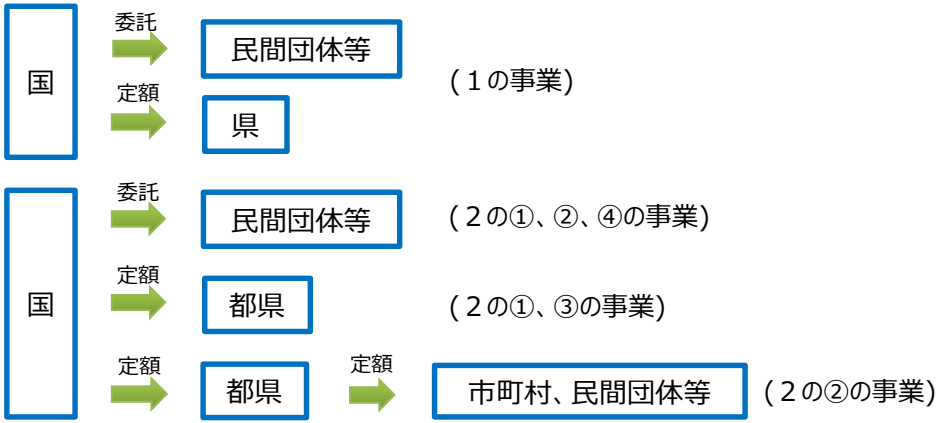

※一部は国有林による直轄事業

＜事業イメージ＞

3．　放射性物質対処型林業再生対策

①森林整備の実施に必要な放射性物質対策

放射線量等の概況調査等

関係者の同意取付

移動抑制対策(筋工)

②里山再生事業

自然観察園（スギ、アカマツ等の間伐）

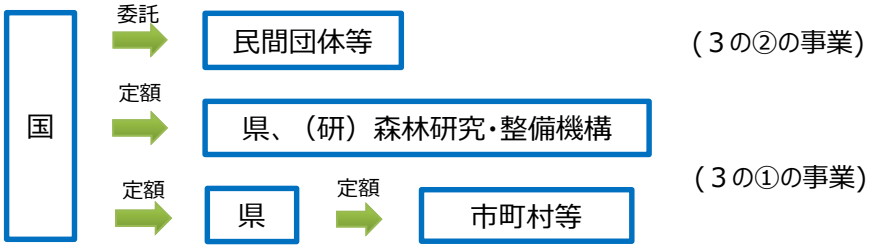

※３①の一部は国有林による直轄事業

［お問い合わせ先］林野庁研究指導課（03-6744-9530）
林野庁業務課　　（03-3503-2038）

林業・木材産業における「人への投資」総合対策

［＊は主な拡充事項　］

新規就業者等への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、高校生等の就業体験や女性の活躍、森林プランナーの育成、労働力のマッチング、外国人材の受け入れに向けた条件整備、労働安全対策、森林経営管理制度を担う技術者の育成等、多様な担い手の確保・育成の取組を推進します。

造林及び多様な担い手の確保(裾野の拡大)

造林開始支援
自伐支援

林業・木材産業循環成長対策のうち
林業の多様な担い手の育成（再掲）

きのこ担い手育成

森林・林業担い手育成総合対策　令和5年度予算概算決定額　4,681百万円

［※は令和４年度補正_林業従事者等確保緊急支援対策　319百万円］

就業ガイダンスの開催
就業時のマッチング支援
トライアル雇用等

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給
（最大155万円/年・人 最長２年支給）

高校生に対する
林業就業促進支援等

※ 補正予算においても就業ガイダンスの開催等を行うほか、労働力のマッチングのための要望調査や調整等を実施

林業への就業

フォレストワーカー（林業作業士）研修
（最大約137 万円/年・人）

＊ 造林事業を開始する経営体等の従業員の研修参加

キャリアアップ

フォレストリーダー（現場管理責任者）研修

フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）研修

森林施業プランナー・森林経営プランナー育成

＊ 森林施業プランナー法務等重点研修

技能評価の仕組みの創設支援

※ 補正予算において外国人材受入条件整備を実施

技能の評価

多能工化研修

＊ 複数の作業や作業工程の技術、デジタル技術等を学ぶ研修の実施

※ 補正予算において、林業経営体の経営力の強化を目的とした経営層向け研修等を実施

安全診断、伐採研修、作業安全規範等の普及　＊ 小規模林業経営体向けの支援を拡充

※ 補正予算において、安全衛生装備・装置の導入等を支援

森林経営管理リーダーを養成する研修の実施

森林経営管理制度に関する知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供

地域の森林・林業行政の支援体制を構築

スマート技術等の普及教育

林業デジタル・イノベーション総合対策のうち　木材生産高度技術者育成対策のうち
・スマート林業推進技術者育成事業（再掲）
・新技術を活かした森林作業システム高度技能者育成事業（再掲）
・スマート林業教育推進事業（再掲）

林業

特用林産

種苗

林業・木材産業循環成長対策のうち優良種苗生産推進対策のうち　苗木生産技術の向上等（再掲）　コンテナ苗生産・利用技術研修等の実施

木材産業

建築用木材供給・利用強化対策事業のうち森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業のうち　木材加工流通体制強化支援事業（再掲）
木材産業関連事業者に対する外部専門家によるリスクアセスメント、外国人材の受入れに向けた評価試験作成等の条件整備

令和５年度

木材利用課関係概算決定の概要

令和４年12月

林野庁

目　次

○　森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅰ　林業・木材産業循環成長対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

1　木質バイオマス利用促進施設整備

2　木造公共建築物等の整備

Ⅱ　木材需要の創出・輸出力強化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

1　非住宅建築物等木材利用促進事業

2　「地域内エコシステム」展開支援事業

3　木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

4　「クリーンウッド」実施支援事業

Ⅲ　カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

・　「木づかい運動」の促進

○　持続可能な木材サプライチェーン構築支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

○　国際熱帯木材機関本部事務局設置経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

【参考】

○　品目団体輸出力強化支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

○　グローバル産地づくり推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和５年度予算概算決定額　9,756,296（11,562,839）千円】
(令和４年度補正予算額　49,890,749千円の内数)

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、**木材加工流通施設の整備**、**路網の整備**、**高性能林業機械の導入**、**間伐や再造林**、**都市部における木材利用の強化**、**輸出を含む新たな需要の創出**、**「新しい林業」経営モデルの構築**、**国民運動の展開**等、**川上から川下までの取組を総合的に支援**します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和３年］→42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の全体像＞

林業・木材産業循環成長対策

〔 川上から川下まで連携した取組を総合的に支援 〕

林業・木材産業生産基盤強化対策

- 木材加工流通施設の整備
- 高性能林業機械の導入
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- 木造公共建築物の整備
- 路網の整備・機能強化
- 搬出間伐
- 特用林産振興施設の整備
- 林業の多様な担い手の育成　等

再造林低コスト化促進対策

- 低コスト再造林対策
- エリートツリー等の採種園の整備
- コンテナ苗生産基盤施設の整備　等

木材の安定供給・利用拡大

建築用木材供給・利用強化対策

- 都市部における木材利用の強化
- 建築用木材の持続的・安定的な供給体制の強化
- 製材やCLT等の建築物への利用環境整備

木材需要の創出・輸出力強化対策

- 非住宅等での木の効果の見える化
- 地域の輸出体制づくり、海外における木造技術講習会の開催
- 国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供
- 特用林産物の需要拡大・生産性向上　等

「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

〔 経営力の向上 〕

- 伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」経営モデルの構築　等

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

〔 国民参加の森林づくりや木材利用の促進 〕

- 国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進
- 建築物等での木材利用拡大の機運醸成
- 森林クレジット創出拡大に係る取組　等

林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業・木材産業循環成長対策（新規）

【令和５年度予算概算決定額　7,225,179（－）千円】
(令和４年度補正予算額　49,890,749 千円の内数)

＜対策のポイント＞

木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等**や、**再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、**森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和３年］→42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤を強化するため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化を支援**するとともに、造林に係る新規参入者など**多様な担い手の育成**に対する支援を行います。さらに、**木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等**の整備への支援等、需要拡大の取組を推進します。

2．再造林低コスト化促進対策

林業の持続性を高める観点から、**一貫作業や低密度植栽等の低コスト造林**や**川上から川下まで一体となった再造林を推進**します。さらに、成長に優れた**エリートツリー等の原種増産技術の開発及び種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産に向けた施設整備等を推進**します。

＜事業の流れ＞

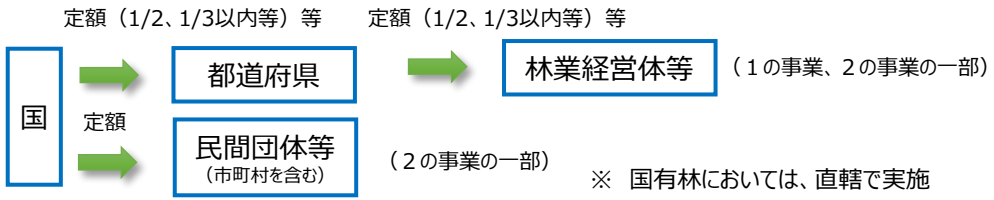

※　国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

事業構想（都道府県が作成する５年間の取組方針）の下、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制を構築するとともに、川上から川下まで一体となった再造林の推進によりグリーン成長を実現

林業・木材産業生産基盤強化対策
間伐材生産（搬出間伐の推進）、**路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、林業の多様な担い手の育成**（造林に係る新規参入や人材の確保・育成等への支援）、**森林整備地域活動支援対策**（施業の集約化に向けた境界の明確化）、**山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策**（鳥獣害、病害虫対策等）

再造林低コスト化促進対策
低コスト再造林対策（一貫作業等による低コスト造林の取組に対して支援）、
コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策（指定採取源の拡大やエリートツリー等の原種増産技術の開発、採種園の整備等の取組を支援）

事業構想（都道府県が作成する５年間の取組方針）

川　上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

安定的かつ持続可能な供給体制構築のための相互連携
川上から川下まで一体となった**再造林**

川　中：製材事業者、合板事業者等

川　下：木材需要者

林業・木材産業生産基盤強化対策
木材加工流通施設等の整備
木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した安定的・効率的な木材製品の供給を行うため、大規模工場への支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送用トラックの導入等を支援

林業・木材産業生産基盤強化対策
木質バイオマス利用促進施設の整備(地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援)、**特用林産振興施設等の整備**(地域経済で重要な役割を果たすきのこなど特用林産物の生産施設等の整備を支援)、**木造公共建築物等の整備**(製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援(建築物木材利用促進協定締結者を優先的に支援))

［お問い合わせ先］林野庁計画課（03-6744-2082）

林業・木材産業循環成長対策のうち

木質バイオマス利用促進施設整備（新規）

【令和５年度予算概算決定額　7,225,179　（ - ）千円の内数】

＜対策のポイント＞
未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2

■木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※１の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※２に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし 、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※３に基づく取組の場合には、
補助率1/2
また、地域活用要件※２に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし 、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※３ に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※１の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3 ※5
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※３に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：
地方公共団体、民間事業者等

＜事業の流れ＞

国 → 都道府県 → 事業実施主体

※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

≪補助対象≫

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- 移動式チッパー
- 林地残材収集運搬車　等

■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- 木質燃料製造施設
- 乾燥施設
- 貯木場　　等

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- 木質資源利用ボイラー
- 熱利用配管
- 燃料貯蔵庫　　等

※１　地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
※２　FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
※３　総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
※４　出力１万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
※５　FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2297）

林業・木材産業循環成長対策のうち

木造公共建築物等の整備（新規）

【令和５年度予算概算決定額　7,225,179 （ － ）千円の内数】

＜対策のポイント＞
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○**補助対象：**公共建築物の木造化や内装木質化

○**補助率　：**定額（１／２以内 等）

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物　等

▶内装木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○**事業実施主体：**地方公共団体、民間事業者等

（都市の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

＜事業の流れ＞

国 → 都道府県 → 事業実施主体

※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】
・文化交流センター
・保育園及び子育て支援施設
・学校附属施設
・体育館，武道場
・図書館
・児童館
・青年の家及び研修所
・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】
・病院・診療所
・高齢者福祉施設
・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】
・観光案内施設
・ターミナル施設
（物販施設は対象外）

○**事業のポイント**

・木材利用の波及効果・展示効果の発揮
事業対象とする施設については、都市の木造化推進法第２条第２項及び同法施行令第１条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の者に利用される非営利目的の施設であり、延べ面積が300㎡以上であること。

木造化：原則として、床面積１㎡あたりの地域材利用量が0.18㎥以上であること。
内装木質化：地域材を用いて木質化を行う箇所の合計面積が300㎡以上であること。

・合法伐採木材使用の促進
製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること。

・ＪＡＳ製材品使用の促進
木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用すること。

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2626）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和５年度予算概算決定額　391,536（442,113）千円】
(令和４年度補正予算額　49,890,749千円の内数)

＜対策のポイント＞

林業・木材産業のグリーン成長の実現に向けて、**非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の促進、特用林産物の競争力強化等**による**木材需要の拡大を支援**するとともに、**合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援や情報提供等**を行います。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ ［令和３年］→42百万m³ ［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．非住宅建築物等木材利用促進事業　69,321（96,465）千円

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等**木の効果の見える化**※を支援するとともに、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**※、**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的取組等を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援。

2．「地域内エコシステム」展開支援事業　180,161（－）千円

「地域内エコシステム」を推進するため、モデル構築の取組の加速化や技術開発等を支援するとともに、更なる普及に向けた、先行事例の情報提供や関係者の交流促進等の機能を持つ**プラットフォーム(リビングラボ)の構築**を支援します。

3．木材製品輸出拡大実行戦略推進事業　48,520（75,462）千円

産地協議会の設置やセミナー開催等による**木材輸出産地の育成**、**企業間の連携によるモデル的な輸出の取組**、海外での**木造技術講習会の開催等**を支援します。

4．「クリーンウッド」実施支援事業　63,080（－）千円

クリーンウッド法に基づく合法性確認の実効性の向上等のため、**事業者による合法性確認の取組や手引き作成**の支援、**違法伐採関連情報等の提供**を実施します。

5．国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業　30,454（－）千円

特用林産物の新商品開発等の需要拡大やICT化に取り組む**生産者のモデル的取組**、輸出促進に向けた**輸出先国のニーズ・制度等の課題に関する情報収集**、**知的財産に係る課題解決に向けた実証**等を支援します。

＜事業イメージ＞

生産性向上、経済面への影響の実証等により木の効果を見える化する取組等を支援

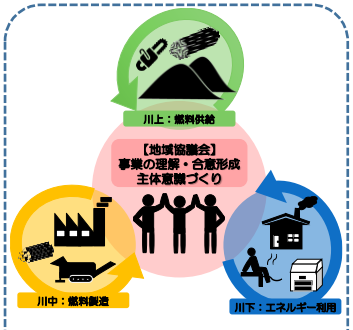

地域内エコシステムに係るモデル構築や技術開発、横展開のためのプラットフォーム構築等を支援

海外において木造建築物の技術講習会を開催

木材関連事業者に対する研修を実施

ICTを用いた生産効率化や消費拡大に向けたモデル的取組の支援

＜事業の流れ＞　国 →（定額、委託）→ 民間団体等

［お問い合わせ先］　（１～４の事業）　林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（５の事業）　経営課　（03-3502-8059）

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

非住宅建築物等木材利用促進事業（拡充）

【令和５年度予算概算決定額　69,321（96,465）千円】

＜対策のポイント＞

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等**木の効果の見える化**を支援するとともに、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**、**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的取組等を支援します。

＜事業の内容＞

1．木の建築物の効果検証・発信

非住宅建築物の木質化を促進するため、**利用者の生産性向上や経済面への影響の実証**等を通じて、**木質化の効果を見える化**する取組を支援します。

2．地域における非住宅木造建築物整備推進（拡充）

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、**地域協議会等への専門家派遣や地域での取組を分析・普及**する取組、地域での木造建築物整備を担う**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的な取組等を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定の締結者による効果実証等を優先的に支援。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体等（２の事業）

国 →（定額）→ 民間団体等（１の 事業）→（定額）→ 取組事業者

＜事業イメージ＞

主な支援対象

生産性向上、経済面への影響の実証等による木の効果を見える化する取組

効果の実証
情報収集

木の効果の見える化

主な支援対象

地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的取組等

非住宅建築物等における木材利用の拡大

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2120）

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

「地域内エコシステム」展開支援事業（新規）

【令和５年度予算概算決定額　180,161（－）千円】

＜対策のポイント＞

山村地域における関係者の連携の下で、木質バイオマスの熱利用又は熱電併給により、**森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築に向けた取組を支援**します。具体的には、**モデル構築の取組の加速化や、エコシステムの普及に有用な技術開発などを支援**するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）の構築**を支援します。

＜事業の内容＞

1．「地域内エコシステム」モデル構築事業

① 「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、実施計画の策定に取り組む地域を対象にした**関係者による地域協議会の運営**を支援します。

② 燃料の品質向上や燃焼機材の性能向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

2．「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「地域内エコシステム」の普及のための、情報提供や相談対応、意見交換やビジネスマッチングの交流機会の提供、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）を構築**する取組（情報提供等の充実のための調査の実施を含む）を支援します。

3．木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等に対する利子助成を引き続き行います。

＜事業の流れ＞

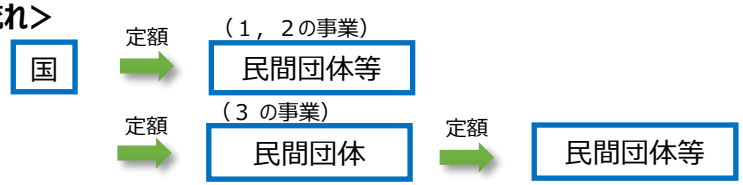

＜事業イメージ＞

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援

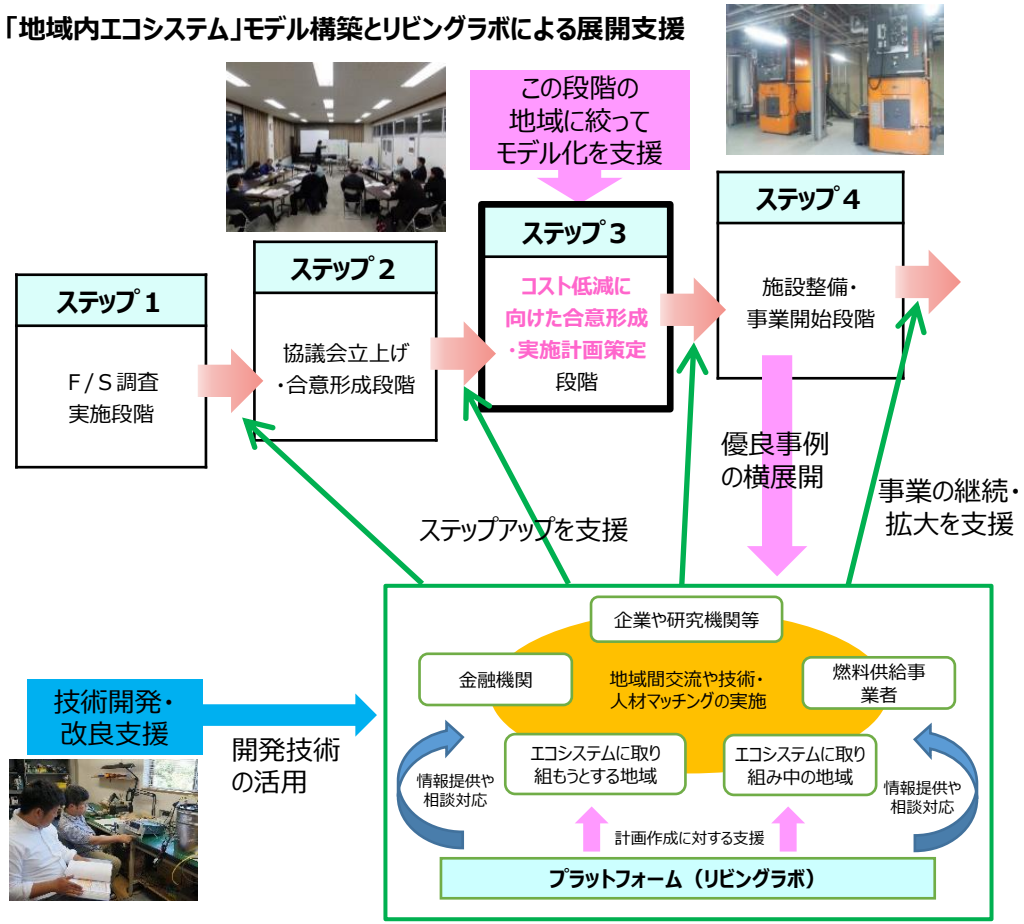

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業（拡充）

【令和５年度予算概算決定額　48,520（75,462）千円】

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、**地域での合意形成の促進やセミナーの開催などを通じた木材輸出産地の育成、企業の連携によるモデル的な輸出の取組、中国・韓国・米国・台湾等における木造技術講習会の開催**を支援します。

＜事業の内容＞

1．木材製品輸出産地育成

地域での輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るための**産地協議会の設置や運営、展示会でのＰＲやセミナーの開催等**、**木材輸出産地の育成を支援**します。

2．日本式木造建築物等技術者育成

中国・韓国・**米国・台湾**における、建築士等を対象とした技術講習会や、国内における建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会の開催を支援します。

3．企業連携型木材製品輸出促進

企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組の募集・選定、選定したモデル的な取組への支援、成果報告会の開催の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → 民間団体等

＜事業イメージ＞

1．輸出産地の合意形成、輸出に関するセミナー等を支援

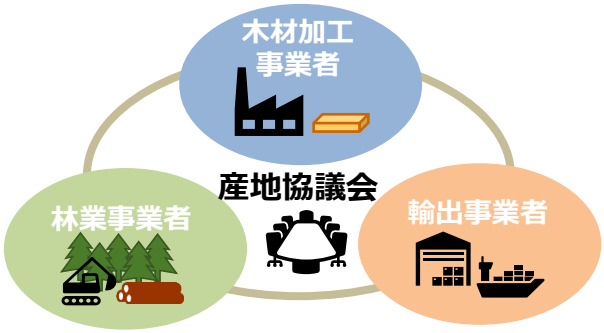

産地における合意形成を支援

セミナーや展示会といった
輸出に取り組む機運を拡大する取組を支援

2．海外における施工技術者の育成を支援

木造建築物の技術講習会を開催

3．企業連携による木材製品輸出を支援

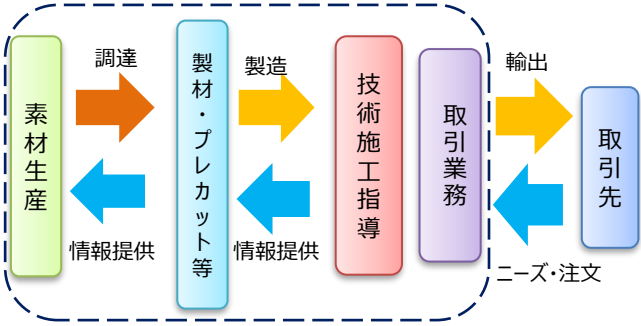

企業連携により輸出先国のニーズに対応した
木材製品を輸出

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

「クリーンウッド」実施支援事業（新規）

【令和５年度予算概算決定額　63,080（－）千円】

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の実効性の向上を図るため、**事業者による合法性確認の取組に対する支援や、手引きの作成、専門委員会の設置のほか、木材流通における情報伝達の電子化の現状と課題等に関する調査、違法伐採関連情報等の提供**を実施します。

＜事業の内容＞

１．合法性確認の能力強化

① 事業者による合法性確認の取組に対する支援、消費者への普及啓発

ア 法に基づく合法性確認の実施、登録木材関連事業者として必要な体制整備等に取り組む木材関連事業者に対し、**研修等の実施を支援**します。

イ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、消費者への普及啓発を支援**します。

② 業種・品目別の合法性確認手引き作成支援

業界団体等による業種・品目別の合法性確認や追加的措置の手引きの作成を支援します。

③ 木材流通における情報伝達状況に関する調査

合法性確認情報の伝達を確実かつ効率的に行うため、木材流通における情報伝達の**電子化の現状と課題**の整理、**先進事例の調査等**を実施します。

２．専門委員会の設置・運営

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

３．違法伐採関連情報等の提供

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、**リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報等の提供**及び掲載済み**国別情報の更新**を行います。

＜事業の流れ＞

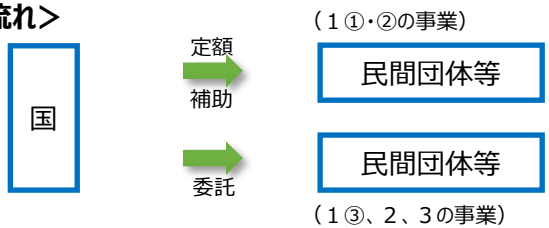

＜事業イメージ＞

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年５月20日施行）

○国の責務【第４条】
- 必要な資金の確保
- 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
- 登録に係る制度の周知
- 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

○事業者の責務【第５条】
- 木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

○指導及び助言【第７条】
- 主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言をすることができる。

○報告及び立入検査【第33条】
- 主務大臣は、木材関連事業者及び登録実施機関に対し、合法伐採木材等の利用の状況の報告、立入検査をさせることができる。

合法性確認の能力強化等【補助・委託】

- 木材関連事業者に対する研修等を実施
- 業種・品目別の合法性確認の手引き作成を支援
- 木材流通における情報伝達の電子化の現状と課題の整理、先進事例の調査等

専門委員会の設置・運営【委託】

第三者的な立場から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】

「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

【令和５年度予算概算決定額　118,112（212,077）千円】

＜対策のポイント＞

国民の幅広い参画による森林づくりの推進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成を図る「木づかい運動」の促進等の取組を支援しながら、自治体が森林整備を通じて**「山の炭素吸収」を拡大する取組を企業等が応援する仕組みを構築**するとともに、**森林由来J-クレジットの創出・活用を促進**し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長とともにカーボンニュートラルの実現に貢献します。

＜事業目標＞

○　国民参加による植樹の推進（１億本［令和12年度まで］）
○　国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和３年］→42百万m³［令和12年まで］）
○　森林管理プロジェクトのクレジット認証量の拡大（12.9万CO2t［令和４年度まで］→120万CO2t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．国民参加の植樹等の推進　　**56,112（117,892）千円**

森林づくりを行いたい**企業等と植栽場所のマッチング、コーディネート等を行うサポート体制構築や、全国植樹際等の全国規模の緑化行事の開催等を支援**します。

2．「木づかい運動」の促進　　**33,000（94,185）千円**

建築物等での木材利用拡大の機運を醸成する**「木づかい運動」を促進する情報発信等の普及啓発の取組を支援**します。

3．山の炭素吸収応援プロジェクト　　**29,000（－）千円**

企業等との連携による「山の炭素吸収」の拡大に向けた取組を推進する自治体等を応援するサイトを構築するほか、森林由来J-クレジットの活用促進に向けたクレジット創出と需要側への**普及啓発や取引環境整備等の取組を実施**します。

＜事業の流れ＞

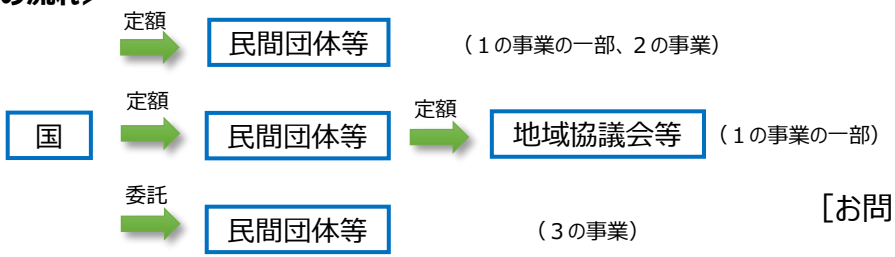

＜事業イメージ＞

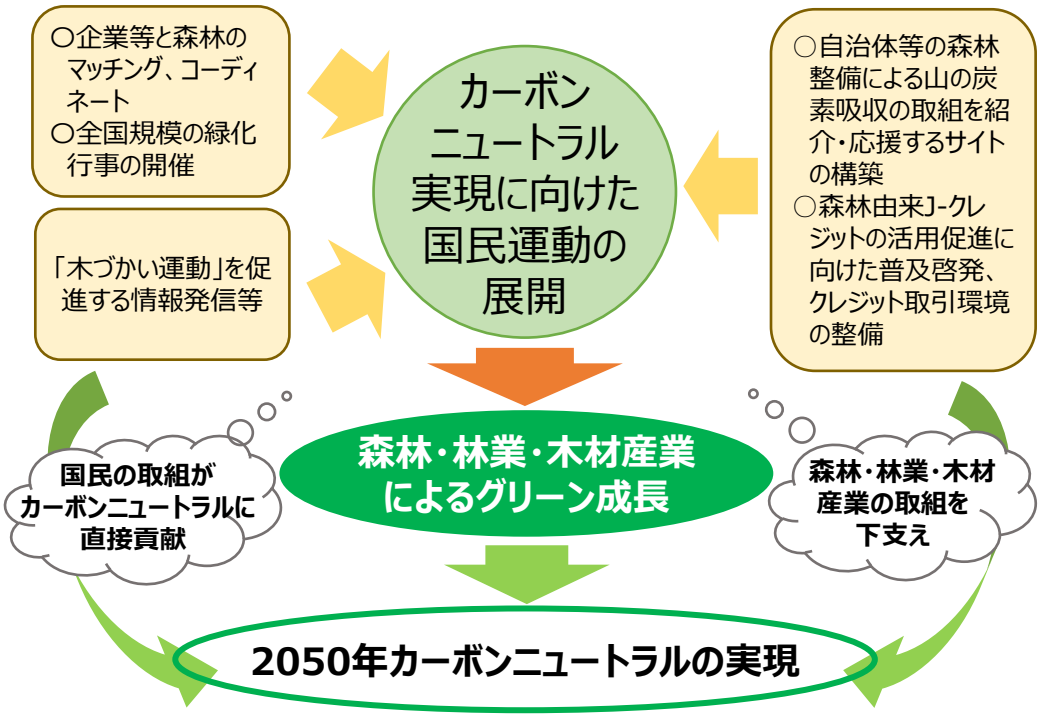

［お問い合わせ先］　（１、３の事業）林野庁森林利用課　（03-3502-8243）
（２の事業）　木材利用課　（03-6744-2298）

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち

「木づかい運動」の促進

【令和５年度予算概算決定額　33,000（94,185）千円】

＜対策のポイント＞

建築物をはじめとした**木材利用拡大を図る国民全体の機運を醸成する「木づかい運動」の展開**により、カーボンニュートラル等に寄与する森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた支援を実施します。

＜政策目標＞

○　国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和3年］→　42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

優れた地域材製品等の展開を図る機会の提供や、**メディアの活用やイベントの開催**による情報発信など、企業や国民各層をターゲットにした**建築物の木造・木質化等**の「木づかい運動」を促す次の取組等を支援します。

- 優れた地域材製品等の展開を図るセミナー等の開催
- 木製品等の付加価値情報の提供手法の展開
- 建築物の木造化の意義や木の良さ等に関するメディアの活用等による情報発信
- 木育活動の促進　　等

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

JAPAN WOOD DESIGN AWARD

木づかい運動を促進する取組の支援による
国民各層の木材利用拡大の機運醸成

優れた地域材製品等の展開

木の良さや木材利用の意義の発信

付加価値情報の提供手法の展開

木育活動の促進

非住宅建築物や中高層等の**木造・木質化**や
木製品の**トレンド化**など
ウッド・チェンジを進め、
木材利用の拡大を促進

森林・林業・木材産業によるグリーン成長

カーボンニュートラル等に貢献

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2298）

持続可能な木材サプライチェーン構築支援事業

【令和５年度予算概算決定額　75（７５）百万円】

＜対策のポイント＞

熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、**国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、**熱帯林減少の著しいアフリカ、中南米等における**持続可能な土地利用の推進を通じた食料生産と調和した森林経営の確立**及び東南アジア等の木材輸出国における**持続可能な木材利用拡大に向けた取組を支援します。**

＜事業目標＞

ITTO加盟国のうちの10か所以上において、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施。

＜事業の内容＞

1．背景・課題

①世界の森林面積の45%を占める熱帯地域では、依然として**森林の減少・劣化が進展し、その主要因は農業**（農地開発40%、自給自足農業33%）。このため、農業と林業の融合による**持続可能な土地利用の推進を通じた森林経営の確立**が急務です。

②2020年10月にITTOが「ランドスケープ再生ガイドライン」を公表。これを活用した持続可能で質の高い土地利用を推進し、**食料生産と調和した収益性の高い森林経営**（アグロフォレストリー）**を実践・確立**することが求められています。

③脱炭素社会の実現のためには、**伐採木材製品**（HWP）**による炭素固定と再造林による二酸化炭素吸収の最大化**が重要。このため、森林経営から木材利用までを繋ぐ、**合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築**が不可欠です。

2．事業の内容

①「食料生産等と調和した持続可能な森林経営」の促進　　45（38）百万円

アフリカ、中南米等の熱帯林生産国のうち、これまで森林ガバナンスの構築や組織づくりが行われた地域を拠点に、資材等の安定供給や副産物の高付加価値化を含む**合法で持続可能な森林経営と木材流通体制構築**の面的展開を支援します。

②「日本型木材利用システム」の普及　　30（37）百万円

東南アジア等の木材生産国を対象に、我が国における**木材利用拡大の経験や**「伐って、使って、植えて、育てる」**木材の循環利用システムのノウハウを踏まえた持続可能な木材消費拡大プロジェクト**を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 拠出金（日本（100%））→ 国際熱帯木材機関（ITTO）

＜事業イメージ＞

熱帯林の減少・劣化の進展（主要因は農業）
- ・地域全体での持続可能な土地利用
- ・森林経営から木材利用を繋ぐ、持続可能なサプライチェーンの構築
- ・食料・燃料・資材の安定供給

持続可能な木材利用による脱炭素社会構築への貢献
- ・輸出に依存してきた木材生産国を対象に、我が国の経験を踏まえた木材利用推進を支援
  - -木材利用促進国家戦略の作成
  - -国内木材利用促進協議会設立　等

ITTO

ITTOの「ランドスケープ再生ガイドライン」を活用し、面的な拡がりを持った地域において、持続可能で質の高い土地利用を図る
- ・食料生産と調和した森林経営（アグロフォレストリー）の実践
- ・副産物の高付加価値化とローカル市場への安定供給への支援　等

✓ 持続可能な木材サプライチェーンの構築
✓ 持続可能な木材の消費拡大により、脱炭素社会の実現に貢献
✓ TICAD８のフォローアップ、2023年日本開催G７への貢献

［お問い合わせ先］（１）輸出・国際局新興地域グループ　（03−3502-5913）
（２）林野庁木材利用課　（03−3502-8063）

国際熱帯木材機関本部事務局設置経費

【令和５年度予算概算決定額　22（22）百万円】

＜対策のポイント＞

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援**します。

＜事業目標＞

気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応を目指します。

＜事業の内容＞

1．背景・課題

① 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、**「国際熱帯木材協定」に基づき**、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として**設立された国際機関**です。**本部は、横浜市**に所在します。

② 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、ITTOが持続可能な熱帯林経営の促進に向けて果たす役割は極めて重要です。

2．事業の内容

我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した**「日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定」**（1988年）**に基づき、**ITTOの**本部事務局設置経費を拠出**します。

＜事業の流れ＞

国 → 拠出金（日本（100%））→ 国際熱帯木材機関（ITTO）

＜事業イメージ＞

本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援

組織構成

最高意思決定機関
国際熱帯木材理事会
（年１回以上開催）

本部事務局（横浜）

- 経済・市場情報委員会
- 造林・森林経営委員会
- 林産業委員会
- 行財政委員会

加盟国：生産国36か国、消費国37か国及びEU（2022年4月現在）

活動・成果

政策形成

- 加盟国（熱帯木材の生産国と消費国）間の政策協議を推進
- 熱帯林の持続可能な経営を促進するための技術ガイドラインや基準・指標等を策定

プロジェクト実施

- 森林ガバナンスの構築
- 木材サプライチェーンの透明化
- 森林火災予防

等のプロジェクトへ資金・技術協力（1,000件超のプロジェクトを実施）

［お問い合わせ先］（１）輸出・国際局新興地域グループ　（03-3502-5913）
（２）林野庁木材利用課　（03-3502-8063）

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち

品目団体輸出力強化支援事業

【令和５年度予算概算決定額　907（907）百万円】
（令和４年度補正予算額　4,201百万円）

＜対策のポイント＞

改正輸出促進法に基づき**認定された農林水産物・食品輸出促進団体**（いわゆる品目団体）等が行う**業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援**します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、改正輸出促進法に基づき**認定された品目団体等**※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめ**オールジャパンで行う**、輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。

※認定された団体及び認定に向け取り組む団体

＜支援メニュー＞

① 輸出ターゲット国の**市場調査・規制調査**

② 海外における**ジャパンブランドの確立**

③ 業界関係者**共通の輸出に関する課題解決**に向けた実証等

④ **海外における販路開拓**活動

⑤ 輸出促進のための**規格**の策定・普及

⑥ **国内事業者の水平連携**に向けた体制整備

⑦ 輸出手続きや商談等の**専門家による支援**

⑧ **新規輸出国開拓**に向けた調査及び輸送試験

⑨ **任意のチェックオフ制度導入**に向けた体制整備

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2 → 民間団体等

＜事業イメージ＞

①-例	・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、内装材・外装材などの**製品規格**等に関する調査 ・食肉加工品について、**輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則**の調査
②-例	・輸出先国において、**日本産青果物の産地情報**をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入・普及 ・**日本産ほたて貝**製品の偽造品の流通防止対策
③-例	・かんしょの輸送時の**腐敗防止技術の実証・普及** ・輸出先の飼料添加物の残留基準を満たす養殖実証
④-例	・**バイヤー向けセミナー**の開催、**品目専門見本市**への出展等 ・**コメ・コメ加工品**の情報やECサイトを集約した**プラットフォームサイト**の構築
⑤-例	・**輸送資材や温度管理**等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な**規格やマニュアル等の策定**に向けた検討 ・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた**研修の実施**や構成員による実装に必要な**認証取得への支援**
⑥-例	・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の**産地データベースの構築**等
⑦-例	・現地マーケットや規制に精通する専門家による会員への**相談対応**
⑧-例	・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための**輸送実証**
⑨-例	・任意チェックオフ導入に向けた**諸外国の事例調査**や**国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務**等

現地でのPR活動

包材の規格化（イメージ）

バイヤー向けセミナー・商談会

2030年輸出５兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施のうち

グローバル産地づくり推進事業

【令和５年度予算概算決定額　925（954）百万円】
(令和４年度補正予算額　1,695百万円)

＜対策のポイント＞

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を通じて産地育成、安定供給体制の強化を図るため、輸出産地による**輸出事業計画の策定・実行支援**、**輸出診断や商流構築の実施**、**加工食品の輸出強化**、**輸出関連信用保証支援**、**輸出支援プラットフォーム等との連携**、**品目等の課題に応じた取組**等を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

1．GFPグローバル産地づくり強化対策

① **輸出事業計画策定等の支援**

都道府県と連携し、輸出産地形成を具体的に進めるための**計画策定・実行**、**生産・加工体制の構築**、**事業効果の検証**など、輸出産地形成を本格的に進める取組を支援します。

② **GFPの取組強化**

ア　輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、**産地・事業者への輸出診断や商流構築など熟度や規模に応じた伴走支援等を実施**するとともに、**輸出支援プラットフォーム等と連携したセミナー**などを実施します。

イ　輸出先国の植物検疫等の規制に係る**産地の課題解決**を支援します。

③ **加工食品の輸出強化への支援**

重点品目の他、**包材規制・賞味期限延長**への対応、**代替添加物への切替え促進**、**地方農政局等を活用した事業者掘り起こし**等による輸出拡大を強化します。

④ **輸出ビジネス強化等支援**

輸出事業者の更なる販路拡大に向け、**ECサイトの活用方法の検討やECを活用した農林水産物・食品の輸出の実態**を調査します。

⑤ **輸出関連信用保証支援**

輸出リスクに対応し融資を円滑化するため**信用保証に係る保証料**を支援します。

2．品目等の課題に応じた取組支援

＜事業の流れ＞

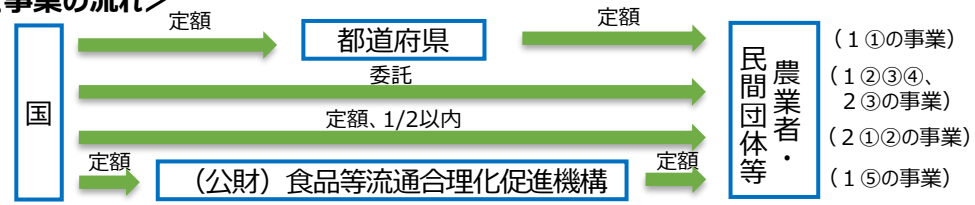

＜事業イメージ＞

1．輸出事業計画策定等の支援

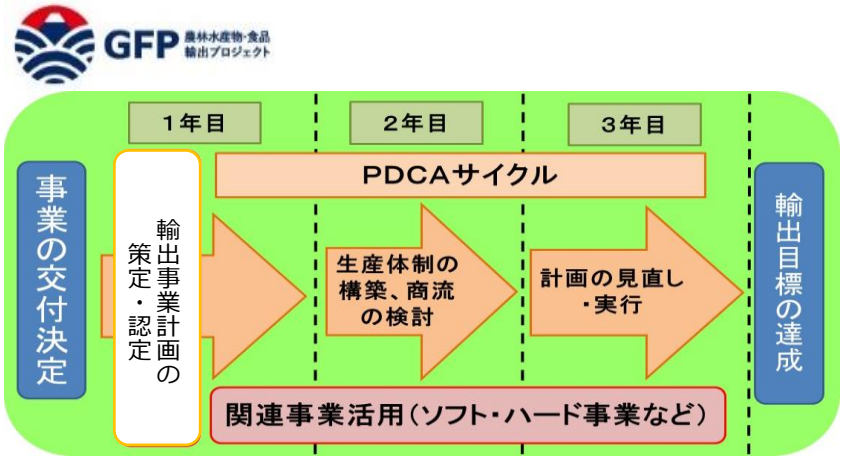

（関連事業の活用例：輸出向け機械・施設の整備、HACCP対応の施設改修・導入、輸出に必要な認証取得支援　等）

2．品目等の課題に応じた取組支援

① **日本発の水産エコラベルの普及推進**

国際水準の水産エコラベルの普及に向けた取組を支援します。

② **規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備**

国際規格であるJFS規格を活用した輸出を支援します。

③ **JAS等の国際標準化による輸出環境整備**

ISOや諸外国の国際標準化の状況等の調査、JAS等をベースとした国際規格の制定、専門人材の育成等を支援します。